

名古屋港管理組合委託業務成績評定通知実施要領

平成22年9月1日訓第25号

(目的)

第1条 この要領は、委託業務成績について、名古屋港管理組合委託業務成績評定要綱（平成22年訓第24号。以下「評定要綱」という。）第7条の評定結果の通知並びに評定要綱第8条の説明請求及びそれに対する回答に関する事項を定める。

(対象業務)

第2条 評定結果の通知の対象とする業務は、評定要綱第2条に規定する評定対象業務とする。

(評定点の通知)

第3条 建設部長は、評定要綱第6条の規定により委託業務成績採点表が提出されたときは、当該委託業務の受注者に評定点を速やかに委託業務成績評定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 前項の規定は、評定要綱第9条の規定により評定を修正した場合について準用する。

(説明請求)

第4条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）に委託業務成績評定に係る説明請求書（様式第2号）により、評定点について説明を請求することができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第5条 建設部長は、前条の規定により評定点の通知を受けた受注者から評定点について説明の請求があった場合、速やかに委託業務成績評定に係る説明書（様式第3号）により回答するものとする。

2 建設部長は、前項の回答をする場合、名古屋港管理組合委託業務成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができるものとする。

3 委員会は、別に定める内規に基づき設置するものとする。

附 則

この訓は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（令和3年訓第11号）

この訓は、令和3年7月30日から施行する。

附 則（令和5年訓第12号）

この訓は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年訓第10号）

この訓は、令和7年4月1日から施行する。

別紙（その1）

項 目 別 評 定 点

《設計業務》

評価項目	細 別	評定点／満点
1 専門技術力	I 提案力及び改善力	／8.3 点
	II 業務執行技術力	／16.7 点
	III 施工時への配慮	／4.2 点
	IV コスト把握能力	／4.2 点
2 管理技術力	I 工程管理能力	／8.3 点
	II 品質管理能力	／8.3 点
	III 迅速性、弾力性及び調整能力	／4.2 点
3 コミュニケーション力	説明力、協調性及びプレゼンテーション力	／4.2 点
4 取組姿勢	責任感、積極性及び倫理観	／8.3 点
5 成果品の品質		／33.3 点
6 業務執行に係る過失に伴う減点		－ 点
評定点合計		／100 点

別紙（その2）

項 目 別 評 定 点

《調査・測量業務》

評価項目	細 別	評定点／満点
1 専門技術力	I 提案力及び改善力	／9.5 点
	II 業務執行技術力	／19.1 点
2 管理技術力	I 工程管理能力	／9.5 点
	II 品質管理能力	／9.5 点
	III 迅速性、弾力性及び調整能力	／4.8 点
3 コミュニケーション力	説明力、協調性及びプレゼンテーション力	／4.8 点
4 取組姿勢	責任感、積極性及び倫理観	／9.5 点
5 成果品の品質		／33.3 点
6 業務執行に係る過失に伴う減点		－ 点
評定点合計		／100 点

委託業務成績評定に係る説明請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

受注者 住 所
氏 名

年 月 日付けで通知のあった委託業務成績評定について、説明を請求します。

記

- 1 委託業務名
- 2 請求の理由

様式第3号（第5条関係）

委託業務成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

年 月 日付けで説明請求のありました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 委託業務名
- 2 請求に対する回答

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。